人権問題啓発事業

【１１（１１）百万円】

対策のポイント

全国農林漁業団体及び農漁協等の農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する啓発活動を支援します。

＜背景／課題＞

・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業団体職員の人権意識の向上のための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

・また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別解消に向けた啓発活動のさらなる推進が必要になっています。

政策目標

農協、漁協、森林組合、土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組んでいる組織の割合を９割以上に向上

＜主な内容＞

１．人権問題啓発推進事業　　４（４）百万円

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：全国農林漁業団体）

２．「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業　　７（８）百万円

農林漁業団体職員や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

（委託先：都道府県）

［お問い合わせ先：経営局経営政策課　（０３－６７４４－２１４８）］